

(別紙)

諮問庁 世田谷区長 保坂 展人
諮問日 令和4年7月20日
諮問番号 諮問第131号

答申書

答申日 令和5年6月20日

審査庁

世田谷区長 保坂 展人 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

諮問第131号案件「個人情報等一部開示決定処分(令和4年3月11日付第124号)」について、一部開示とした決定は妥当である。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、世田谷区長(処分庁)が世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第24条第1項に基づき、審査請求人(以下「請求人」という。)に対して令和4年3月11日付けで行った個人情報等一部開示決定処分(第124号)(以下「本件処分」という。)の一部(以下「本件審査請求対象部分」という。)非開示の取消しを求める事案である。

2 手続の特記事項

条例に基づく開示決定等に対する審査請求については、条例第43条第1項により行政不服審査法第9条第1項の適用を除外することから、本件においても審理員による審理手続を省略した。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定している。

これに対して、条例第21条第3号は、非開示情報を、「開示請求者以外の個人情報又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。また、同号但書では、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

2 処分内容及び理由

実施機関は、本件審査請求対象部分は、請求人以外の個人情報であり、条例第21条第3号但書イ、ロ、及びハいずれにも該当しないとし、本件処分を行った。

その理由付記は、以下のとおりである。

「当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第21条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当するため。」

第4 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書及び陳述書により主張している審査請求の主な理

由は、次のとおりに要約される。

- (1) 本件審査請求の開示を求めている部分に係る申請書は、請求人又は請求人の家族が記入した申請書ではなく、正当な申請とはいえない。
- (2) 本件申請により請求された戸籍謄本を用いて〇〇によって、〇〇とされている。〇〇を保護することが必要であり、申請書に記載された情報は請求者以外の個人情報等(条例21条第3号)ではあるが、人の財産を保護するために開示することが必要であると認められることから、同号但書口に該当するため、当該部分は開示されるべきである。

2 実施機関の主張の要旨

- (1) 上記1(1)及び(2)のいずれについても争う。
- (2) 実施機関は、請求人の上記1(1)及び(2)の主張に対して、以下のとおり主張する。

戸籍法(昭和22年法律第224号。以下「法」という。)第10条においては、戸籍謄本等の交付を請求することができる者について、戸籍に記載されている者等と定めているほか、法第10条の2で第三者による戸籍謄本等の交付請求について定めている。同条第1項第1号では自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合、同項第2号では国又は地方公共団体の機関に提出する場合、同項第3号では前2号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合について規定しており、その要件を備えていれば戸籍謄本等の交付請求ができるとされている。

実施機関は、戸籍の証明書の交付請求について法で定める要件を満たしているかを審査し、法第10条の3第1項に基づき本人確認を行ったうえ交付・不交付の決定を適正に行っており、本件処分対象文書に係る交付決定(以下、「本件交付決定」という。)も同様である。

また、条例第21条第3号では、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、開示請求者以外の特定の個人が識別できるような情報が記録されている保有個人情報は、非開示とすることを定めている。例外的に開示できる情報として同号イ、ロ及びハにおいて定めがあるが、本件処分においてはいずれにも該当しない。

以上のことから、本件処分及び本件交付決定は、法及び条例に基づき適正に行われており、これらには違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 論点整理

- (1) 本件処分に係る第三者による戸籍謄本の交付請求は、戸籍法第10条の2第1項各号に掲げる要件を満たしているか。
- (2) 本件開示請求に係る保有個人情報、条例第21条第3号但書口に掲げる開示情報に該当するか。

第6 答申の理由

1 認定した事実

戸籍謄本等の交付を請求することができる者について、法第10条においては、戸籍に記載されている者等と定めているほか、法第10条の2で第三者による戸籍謄本等の交付請求について定めている。同条第1項各号に掲げる要件を備えていれば、第三者であっても戸籍謄本等の交付請求をすることができる。

請求人は、〇〇と主張して、〇〇を提起している。

2 論点に対する判断

(1) 戸籍法第10条の2第1項該当性について

法第10条の2第1項において、第三者による戸籍謄本等の交付請求について、第1号では自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合、第2号では国又は地方公共団体の機関に提出する場合、第3号では前2号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合について規定しており、その要件を備えていれば戸籍謄本等の交付請求ができるとされている。

これを本件交付決定についてみると、申請者は自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要があるとの申出のもと戸籍謄本の交付請求を行っており、同項第1号の形式的要件に該当すると判断される。そして、実施機関は当該形式的要件を充足した申請に対して本件交付決定を行っていることから、実施機関の事務手続に違法又は不当な点は見受けられない。

(2) 条例第21条第3号但書口該当性について

条例第21条第3号は、開示請求に係る保有個人情報等に「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合に「開示請求者以外の個人情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定め

ている規定である。また、同号但書では、当該非開示情報のうち、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、開示することにより保護される利益がプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する場合に、例外的に開示できる情報として規定している。

これを本件処分についてみると、本件審査請求対象部分を開示した場合であっても、これをもって請求人の財産が保護されるという蓋然性は認めることはできず、請求人の利益がプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越するとはいえない。従って、実施機関が条例第21条第3号に該当することを理由に本件審査請求対象部分を非開示としたことは、妥当である。

第7 まとめ

以上の点から、「第1 結論」のように判断する。

第8 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年7月20日	(諮問第131号) ・ 審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和4年11月8日	(令和4年度第7回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。
令和4年12月6日	(令和4年度第8回審査会) ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和5年2月14日	(令和4年度第9回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和5年2月28日	(令和4年度第10回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和5年6月20日	(答申第131号) ・ 審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
副会長 大林 啓吾
委員 石田 若菜
委員 白石 裕美子
委員 松村 武志